

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 令和3年7月7日

新型コロナ作業部会確認 令和3年7月14日

事業名 アスリート等に対する新型コロナウイルス感染症の帰国前検査及び陰性証明
発行業務委託

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	本件は、アスリート等に対し、目的地の入国条件に合わせた新型コロナウイルス感染症に係る帰国前検査の実施と陰性証明書の発行業務を委託するものであり、「アスリート・チーム役員公式プレイブック第3版」で明確に実施が示されたものである。よって本件は、令和2年12月4日の合意における大会の追加経費のうち、新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当すると考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本件は、大会運営の一環として行う事業であり、選手村等における医療サービスの提供に係る既存事業との一体性を保つ必要のある事業である。よって、組織委員会が一括して執行した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似の	必要性	アスリート等に対して帰国前検査と陰性証明書の発行を行うことは、「競技終了後または敗退したとき、48時間以内に出発する」というコロナ禍を踏まえた滞在ルールの実効性を担保し、アスリートが安全・安心な環境の下で大会に参加するために必要不可欠である。

<p>ものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<p>本件は、大規模かつ迅速に検査及び陰性証明を発行するために、入国時に求められる検査方法をあらかじめNOC、NPC等に照会し、単価の安い抗原定量検査で足りるものについては対象外とし、PCR検査が求められる国の対象者に絞って調達数を決定している。鼻咽頭拭い液による採取が入国の必須条件であるケースを除いて、採取方法を唾液とすることで、検体採取の要員として人工単価の高い医療従事者ではなく、CLO監督のもとで自己の手により採取することで経費を削減するとともに、確実に検査が実施できる体制を確保している。</p>	
	<p>納得性</p>	<p>本件は、大量の検査及び陰性証明の発行を定められた期限内に確実にを行う必要があるなどオリンピック・パラリンピックに向けた特殊な仕様となっており、類似の事業が存在せず履行可能な事業者が限られているところであるが、少しでも経費削減ができるよう、弊会と取引実績のある複数社へ履行可能性の調査を行い、単価の交渉を行うことで、経費を削減している。</p> <p>また、他の医療機関で実施しているPCR検査、血清抗体IgM検査及び陰性証明発行に係る経費と比較しても、安価であることを確認している。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<p>本件は、アスリート等に医療・検査の機会を提供する為に必要な事業である。経費の中身も事業費のみであり、公費負担の対象として適切といえる。</p>	